

会 則

第1章 名 称

(名 称)

第1条 この会は宮崎市バドミントン協会(以下「協会」という)と称する。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 この「協会」は市民のバドミントン競技の振興に寄与し、その健全な普及と体位の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この「協会」は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)バドミントン競技の普及及び指導に関すること。
- (2)各種の大会・競技会等の開催に関すること。
- (3)バドミントン競技に関する講習会・研究会等の開催に関すること。
- (4)関係機関、団体との連絡調整及び協働に関すること。
- (5)その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 組 織

(組 織)

第4条 この「協会」は本会の目的に賛同する会員で組織する。

第4章 登録

(登録)

第5条 この「協会」の会員になるためには登録料を納め登録しなければならない。
2 登録に関する規程は別に定める。

第5章 役員及び職務

(役 員)

第6条 この「協会」に会員の中から次の役員を置く。

- (1)会 長 1名 (2)副会長 若干名 (3)理事長 1名
- (4)理事 若干名 (5)監 事 2名
- 2 前項のほか名誉会長・顧問及び参与等必要な役員を置くことができる。
- 3 名誉会長・顧問及び参与は、協会に功績のある人物及び関係団体から選出し総会(代表者会)の承認を得て推挙する。
- 4 会長は理事会の推薦に基づき総会(代表者会)の承認を得て選任する。
- 5 副会長は理事会の推薦に基づき総会(代表者会)の承認を得て選任し会長がこれを委嘱する。
- 6 理事は別に定める「役員選出規程」の第3条によって選出し総会(代表者会)の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 7 理事長は理事会において選出し総会(代表者会)の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 8 監事は理事会の推薦に基づき総会(代表者会)の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 9 理事と監事は相互に兼ねることができない。

(任 期)

第7条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充役員は任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任または任期満了の場合においても後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(職 務)

- 第8条 会長はこの「協会」を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - 3 理事長は会長の指示を受け会務を掌理する。
 - 4 役員は会議の場において協会の運営に関することを審議、決議する。
 - 5 理事は理事会で決定された事項の運営と執行にあたる。
 - 6 顧問及び参与は会長の諮問に応じる。
 - 7 監事はこの「協会(注1)」を監査する。

(解 任)

- 第9条 その地位にふさわしくない行為を行った役員は、理事会の議決により解任することができる。

第6章 機 関

(会 議)

- 第10条 この「協会」の会議は総会(代表者会)及び理事会とする。

(構 成)

- 第11条 総会(代表者会)は会長、副会長、理事長、理事、監事、各団体代表者をもって構成し、以上の者を参加資格者とする。
- 2 各団体代表者とは、「登録規程」に基づき、登録書を前年度に提出した団体の代表者であり、2名以上の会員を有する団体の代表者であれば、会員である必要はない。また、総会(代表者会)には、代表者の代理の者の出席を認める。
 - 3 理事会は会長、副会長、理事長、理事をもって構成する。

(権 能)

- 第12条 総会(代表者会)は「会則」に定めるものの他、次の事項を審議決議する。
- (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業及び収支決算の承認
 - (3) 規約・規程の制定、改廃
 - (4) 役員を選任
 - (5) その他、この「協会」の運営に必要な事項
- 2 理事会は総会(代表者会)で決定された事項の運営と執行にあたる。又、通常業務における緊急事項等を処理することができる。

(招 集)

- 第13条 総会(代表者会)は会長が招集する。
- 2 総会(代表者会)は1年に1度、定期に開催するものとするが、理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があった時は、会長はすみやかに総会(代表者会)を招集しなければならない。
 - 3 総会(代表者会)を招集するには代表者に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時・場所を示して通知しなければならない。
 - 4 総会(代表者会)をやむを得ない事情により、開催できない場合は、理事会をもって、これに代えることができる。
 - 5 理事会は必要に応じて理事長が招集する。

(議 長)

- 第14条 総会(代表者会)の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

- 第15条 総会(代表者会)は代表者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 2 理事会は理事の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

- 第16条 総会(代表者会)・理事会の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。なお、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(書面表決等)

第17条 やむを得ない理由のため総会(代表者会)・理事会に出席できない各団体代表者及び理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は、議長を代理人として表決を委任することができる。この場合、前2条の規程の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会(代表者会)には議事録を作成し、会員に周知する。
2 理事会には、必要に応じて議事録を作成する。

第7章 会 計

(経費の構成)

第19条 この「協会」の経費は次に掲げるものをもって構成し支弁する。
(1) 登録料 (2) 補助金 (3) 事業収入
(4) 寄付金品 (5) その他の収入

(経費の管理)

第20条 この「協会」の経費は総会(代表者会)の議決に基づいて会長が管理する。
2 現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ保管しなければならない。

(事業計画及び予算)

第21条 この「協会」の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度前に会長が編成し、総会(代表者会)の議決を経なければならない。事業計画及び収支予算に重大な変更が生じる場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第22条 この「協会」の収支決算は毎会計年度終了後に事務局長が作成し、事業報告書と共に監事の意見をつけ総会(代表者会)の承認を経なければならない。
2 収支決算に剰余金があるときは、総会(代表者会)の決議を経てその一部若しくは全部を基金に編入するか、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第23条 この「協会」の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第8章 事 務 局

(事務局)

第24条 この「協会」の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他必要な事務局員を置くことができる。
2 事務局の運営管理等に関する規程は別に定める。

第9章 会則の変更及び解散

(会則等の変更・新設)

第25条 この「会則」は総会(代表者会)において参加者の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。
2 「会則」に軽微な錯誤があった場合は、理事会の承認を得て変更することができる。
3 「会則」に付随する諸規程については、原則、理事会の承認を得て変更若しくは新設することができる。但し、理事会で総会での審議が必要と判断されたものは、1項のとおりとする。

(解散・残余財産の処分)

第26条 この「協会」は総会(代表者会)において参加者の3分の2以上の同意がなければ解散することができない。
2 解散の時に存する残余財産は理事会の決議により類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第10条 会員等の義務

(倫理規程)

第27条 本会の会員及び登録書提出団体の代表者は、「宮崎県バドミントン協会倫理規程」(宮崎県バドミントン協会ホームページに掲載)を遵守する義務を負う。

第11条 賞 罰

(表 彰)

第28条 「協会」は、特に「協会」に功績のある者や全国大会等で優秀な成績を挙げた者に対し関連団体の表彰規程に準じて表彰者を推薦するものとする。

2 「協会」は、特に「協会」に功績のある者については、「協会」独自に表彰することができる。

(罰 則)

第29条 本会の会員は本会の目的や「宮崎県バドミントン協会倫理規程」に反することが総会(代表者会)で決議された場合には除名されることがある。

第12章 雑 則

(雑 則)

第30条 この会則に定めるものの他、協会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年5月15日「登録規程」を追加する。
- 3 平成20年3月22日一部改正する。
- 4 令和7年5月8日一部改定する。

(注1)監事の職務

- 1 協会の財産の状況を監査すること。
- 2 業務執行の状況を監査すること。
- 3 財産の状況又は業務の執行に付き不整の廉あることを発見したる時は之を総会(代表者会)に報告すること。
- 4 前号の報告をする必要ある時は総会(代表者会)を請求すること。